

幼児教育の無償化

(新制度の幼稚園、認定こども園(教育部分))

○ 利用料(保育料) 基本的な利用者負担額(保育料)は無償

- ・ 満3歳から5歳児(小学校就学前)までのお子さんが対象
- ・ 上記利用料とは別に、教材費、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担です。

ただし、年収360万円未満相当世帯のお子さん、全ての世帯における小学校第3学年修了前のお子さんのうちで第3子以降のお子さんについては、副食の費用が免除されます。

○ 預かり保育 月額1万1,300円まで無償

- ・ 共働き世帯など保育の必要な3歳児から5歳児(小学校就学前)までのお子さんが対象
- ・ 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。

(利用日数が25日以下の場合に、450円×利用日数が上限です。)

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までのお子さんは、住民税非課税世帯のみが無償化の対象(月額1万6,300円が上限)

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。(月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

「預かり保育」の無償化の対象となるには、次の申請書の提出が必要です。

- ・ 新入園児…(様式第10号) 教育・保育給付認定申請書兼施設等利用給付認定申請書兼幼稚園等入園申込書
- ・ 在園児…(様式第9号) 施設等利用給付認定申請書

利用・無償化を開始する前月の15日(土日祝日の場合はその前日)までに保育課に到着するように、お通りの幼稚園等へご提出ください。

(問合せ先)

松本市役所こども部保育課 保育担当(東庁舎2階)

TEL: 0263-33-9856

FAX: 0263-34-3236